

## 女性差別撤廃条約選択議定書の速やかな批准を求める意見書

女性差別撤廃条約は、1979年、第34回国連総会で採択され、「女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃」をめざし制定された。同条約は、「固定化された男女役割分担観念の変革」を中心理念とし、法上の差別だけでなく、慣習・慣行における差別も撤廃し、個人・団体・企業による差別も撤廃することを求めている。現在、締約国は189で、日本は、1985年に批准した。

1999年には条約の実施措置を強化する目的で、個人通報制度と調査制度を内容とする選択議定が、第54回国連総会において無投票で採択された。2024年6月現在、115か国が批准しているが、日本は未批准である。

日本は、世界各国の男女平等の度合いを示す「ジェンダー・ギャップ指数2024」において、146か国中118位と低い位置にある。選択議定書を批准することで、女性差別撤廃条約の示す男女平等の実現を促進することは急務である。

よって、本町議会は、国会及び政府に対し、女性差別撤廃条約選択議定書を速やかに批准するよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月3日

海 田 町 議 会